

別表

		(あ)	(い)	(う)	(え)
		地域又は区域	中高層建築物等	説明対象範囲	説明事項
中高層建築物	(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10メートルを超える建築物	イ 当該建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲  ロ 当該建築物の外壁からの水平距離が当該建築物の高さの1.5倍に相当する距離の範囲内で、かつ、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において当該建築物により平均地盤面に日影が生じる範囲を含む。  ハ 電波障害調査専門業者の調査結果に基づき、当該建築物により、電波障害が生ずると予測される範囲	(1) 当該建築物の位置、規模、構造及び用途 (2) 当該建築物の敷地の形態 (3) 当該建築物の工事の施工方法及び予定期間 (4) 要綱第6条の規定により講じる日照に及ぼす影響等に関する措置の内容 (5) 要綱第7条第1項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (6) 要綱第7条第2項及び3項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物の建築について配慮する事項
	(2)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない地域	同上	電波障害調査専門業者の調査結果に基づき、当該建築物により、電波障害が生ずると予測される範囲	要綱第7条第2項及び3項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容
指定建築物	(3)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が500平方メートルを超えるもの(共同住宅の用途に供する建築物で、住戸の数が15以下のものを除く)	当該建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲(住居系地域の区域内に限る。)	(1) 当該建築物の位置、規模、構造及び用途 (2) 当該建築物の敷地の形態 (3) 当該建築物の営業時間その他の当該建築物の利用に関する事項 (4) 当該建築物の工事の施工方法及び予定期間 (5) 要綱第6条の規定により講じる集客等による居住環境への影響等に関する措置の内容 (6) 要綱第7条第1項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物の建築について配慮する事項
	(4)	同上	500平方メートル以上の駐車施設(屋外に設ける駐車施設を含む。)が付属する建築物	当該駐車施設の敷地の出入口から20メートル以内の範囲(住居系地域の区域内に限る。)	(1) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の位置、規模(面積及び台数)、構造及び用途 (2) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の敷地の形態 (3) 当該建築物に付属する駐車施設の利用時間及び出入口の位置に関する事項 (4) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の工事の施工方法及び予定期間 (5) 要綱第6条の規定により講じる駐車施設の利用による居住環境への影響等に関する措置の内容 (6) 要綱第7条第1項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の建築について配慮する事項
工作物等	(5)	全ての地域又は区域	地表面からの高さが10メートルを超える工作物(建築物の屋上に設置される工作物を含む。)	電波障害調査専門業者の調査結果に基づき、当該工作物により、電波障害が生ずると予測される範囲	要綱第7条第2項及び3項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容

備考

- 1 この表において、全ての地域又は区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域をいう。
- 2 この表において、住居系地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。